

こ放第 1222 号
令和 2 年 3 月 4 日

放課後キッズクラブ
はまっ子ふれあいスクール 運営主体各位

横浜市こども青少年局
放課後児童育成課長

新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての対応について（通知）
＜新型コロナウイルス感染症関連通知 その 8（一部訂正）＞

日頃から、本市の放課後施策にご協力いただき、誠にありがとうございます。

3月3日（火）より公立学校等が一斉臨時休業期間を行うことに伴い、留守家庭児童等の居場所の確保にご尽力いただいていることに改めて感謝申し上げます。

さて、「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての対応について（通知）＜新型コロナウイルス感染症関連通知 その 8＞（令和 2 年 3 月 3 日 こ放第 1209 号）において、更新した事業者向けの FAQ（別添 1）を送付させていただきましたが、次のとおり訂正がありましたので、お知らせします。

また、訂正箇所を修正した事業者向けの FAQ を改めて送付させていただきますので、差し替えていただきますようお願いいたします。

＜訂正箇所＞

「4 高学年を受け入れるために、クラブごとの判断で朝から開所することは可能か」

訂正前	訂正後
現時点では、学校の一斉臨時休業期間中は、市内全ての小学校の開所時間を学校による「緊急受入れ」の終了後からとさせていただいておりますので、朝から開所することは行わないようにしてください。 なお、4年生以上については、3月3日付で教育委員会から、高学年における緊急受入れの柔軟な対応について通知が発出されましたので、保護者の皆様から午前中の利用について相談があった場合は、まずは学校にご相談するようお願いいたします。	現時点では、学校の一斉臨時休業期間中は、市内全ての小学校の開所時間を学校による「緊急受入れ」の終了後からとさせていただいておりますので、朝から開所することは行わないようにしてください。 なお、4年生以上については、3月3日付で教育委員会から、 <u>障害等により支援が必要であることなどを理由として預かりが必要な場合には</u> 、高学年における緊急受入れの柔軟な対応について通知が発出されましたので、保護者の皆様から午前中の利用について相談があった場合は、まずは学校にご相談するようお願いいたします。

＜添付資料＞

別添 1：事業者向け F A Q（放課後キッズクラブ・はまっ子ふれあいスクール）

こども青少年局放課後児童育成課
担当：大岩・荻野・竹内
Tel：671-4068

【事業所向け】FAQ キッズ・はまっ子

	質問	回答	通知日
1	感染予防の観点からの広さの基準は示されるのか。	<p>現時点では、国から具体的な基準などは示されていませんが、手を伸ばすと届く距離で、会話を続けるなどの濃厚接触は避けるなど、感染症予防を徹底していただくようお願いします。</p> <p>学校施設等で児童を預かる場合の留意事項として、教室等においては、座席間を離し、1 m以上離して交互に着席するなど、できる限り子どもの距離を離すよう配慮するとともに、不要な接触は避けるよう考え方が示されました。</p> <p>この考え方を踏まえ、キッズ・はまっ子においても、1 m以上の距離を目安として、できる限り子どもの距離を離し感染症予防に努めてくださいますようお願いいたします。</p>	3月2日 3月3日
2	校庭や体育館を使って活動して良いのか。	<p>現時点で国から具体的な基準などは示されていません。現時点では、学校での「緊急受入れ」の状況等を勘案し、校庭・体育館の利用等について学校にも相談をした上で対応をしてください。</p> <p>現時点で、国から校庭利用の具体的な基準は示されていませんが、教室等の屋内については、1時間に1回（5～10分）程度窓を広く開け、こまめな換気を心がけると共に、空調や衣服による温度調節を含めて温度、湿度の管理に努めるよう適正な措置を講ずるよう考え方が示されました。</p> <p>学校での緊急受入れの状況等を勘案するとともに、国の考え方を踏まえながら、学校と相談したうえで対応をしてくださいますようお願いいたします。</p>	3月2日 3月3日
3	子どもが体調不良でも体温が37.5度以上なければ、キッズクラブを利用できるのか。	<p>子どもの体温を問わず、体調不良(発熱、せき、倦怠感、息苦しさ、頭痛の症状等)の場合、受入れはできません。</p>	3月2日

【事業所向け】FAQ キッズ・はまっ子

	質問	回答	通知日
4	高学年を受け入れるために、クラブごとの判断で朝から開所することは可能か。	現時点では、学校の一斉臨時休業期間中は、市内全ての小学校の開所時間を学校による「緊急受入れ」の終了後からとさせていただいておりますので、朝から開所することは行わないようにしてください。 なお、4年生以上については、3月3日付で教育委員会から、 <u>障害等により支援が必要であることなどを理由として預かりが必要な場合には、高学年における緊急受入れの柔軟な対応について通知が発出されましたので、保護者の皆様から午前中の利用について相談があった場合は、まずは学校にご相談するようお伝えください。</u>	3月2日 3月3日 3月4日
5	土曜日の利用時間と利用対象は。	キッズクラブ：開所時間は8時30分から、利用できる児童は区分2登録児童 はまっ子：開所時間は9時から、利用できる児童は留守家庭児童等であることが確認できる児童	3月2日
6	利用者が誰もいない場合、閉所してよいのか。	利用希望をとって、利用希望者がいない場合は、閉所していただいて差し支えありませんが、利用者から希望があった場合に、開所できる体制を整えておいてください。	3月2日
7	利用区分変更申込書は利用当日までに提出が必要なのか。	申請があった児童を確認するためにも、利用にあたっては、（区分変更の場合）利用区分変更申込書、（新規登録の場合）利用申込書の提出を必要とします。留守家庭児童等であることの証明書（就労証明等）は後日の提出でも可とします。	3月2日
8	区分変更の申請に必要な就労証明書は、すでに提出いただいている場合も、新たに提出してもらう必要があるのか。また、今回、提出してもらった証明書を新年度の利用申請の添付資料として活用してよいのか。	保護者が就労していることが確認できる資料を既に入手している場合は、新たに求める必要はありません。また、次年度の申請用に新たに提出していただく必要はありません。柔軟に対応してください。 ※今回のコロナウイルス対応で、はまっ子ふれあいスクールに就労証明書を提出した場合で、次年度4月からキッズクラブの区分2に申請する方については、新たに就労証明書を提出していただく必要はありません。	3月2日 3月3日

【事業所向け】FAQ キッズ・はまっ子

	質問	回答	通知日
9	職員のマスク着用は必須か。手に入らない場合はどうすればよいのか。	できればマスク着用をお願いします。入手できない場合などでも、感染症予防対策として、咳エチケットに努めるとともに、職員の手洗い、うがい等の徹底を行った上で、児童の受入を行ってください。	3月2日
10	児童のお迎えの対応には変更があるのか。	通常通り、キッズクラブの一斉下校後以降はお迎えは必要です。一斉臨時休業期間中は区分2のみの預かりのため、一斉下校前の下校は想定していませんが、学校の対応に準じて、保護者のお迎え等、通常より安全面に配慮した対応としてください。	3月2日
11	「緊急受入れ」の対象児童を個別級以外は低学年としているのはなぜか。	臨時休業期間中に各家庭において、児童だけで過ごすことに不安を感じる保護者が多いと考えますが、休業の趣旨である「多くの子どもたちや教職員が、日常的に長時間集まることによる感染リスクに備える」ということを踏まえて、低学年児童の確実な受入れが最優先であると判断しています。	3月2日
12	「緊急受入れ」は、何時までか、またどのように児童は過ごすのか	各学校での受入れについては、3月2日付で教育委員会から学校あてに通知が出ていますが、各学校の通常の課業時間において実施します。小学校においては原則として14時30分までとしています。緊急受入れでは、課題の学習や読書など、教師の見守りのもとで安全に活動に取り組むこととしています。	3月2日
13	受入れ時間について、学校から要請された場合、お昼（午後0時）から受入れないといけないのか。	教育委員会が学校長あてに通知した内容では、実施時間は、「各学校の通常の課業時間に準ずる」としており、「小学校においては、14時30分までを原則とするが、放課後事業と調整の上、学校の状況に応じて柔軟に設定する」としています。そのため、キッズクラブでの受入については、原則としている14時30分からとなることを学校に伝えてください。学校との調整がつかない場合には、放課後児童育成課にご連絡ください。	3月2日
14	「緊急受入れ」の対象ではない（4年生以上）が、家で一人で留守番をさせるのが不安なため、朝から預かってほしい。	「緊急受入れ」は、学校等の一斉臨時休業期間中の緊急的な対応として実施するものであり、感染拡大防止の観点で実施しているため、ご了承ください。	3月2日
15	私立・国立小学校に通学する児童かつ区分2登録児童は利用できるのか	14時30分から利用できます。 (はまっ子も準じる)	3月2日

【事業所向け】FAQ キッズ・はまっ子

	質問	回答	通知日
16	【キッズのみ】区分2登録児童数が増えたため、面積基準が満たせなくなる場合は、どのように対応すればよいのか。	新たな活動場所を学校と調整しますので、そのような事態が見込まれる時は、放課後児童育成課までご連絡ください。	3月2日
17	【キッズのみ】区分1から区分2への変更希望者について、希望人数が多くなり、単位が増加し職員の不足が不安である。職員の人数について、柔軟な対応は可能なのか。	一斉臨時休校期間中の職員配置については、利用区分1（放課後子供教室）は受入れを行わないため、横浜市放課後キッズクラブ事業実施要綱の別表1に定める職員最低配置基準ではなく、横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例第10条第2項（支援単位ごとに2人以上の配置）を満たして、運営を行ってください。	3月2日
18	【キッズのみ】区分2定員増により、単位2になった場合、職員数が約2倍になるが、職員配置はどのような解釈になるか。	横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例第10条第2項（支援単位ごとに2人以上の配置）を満たして運営を行ってください。	3月2日
19	【キッズのみ】一時利用はできないのか。	一斉臨時休校期間中においては、留守家庭児童等の受入とするため、利用する場合には、区分2への登録をお願いします。ただし、2月28日の通知以前に既に一時利用の予約があった場合には、利用者に必要性を確認した上で受入れることは可能です。	3月2日
20	【キッズのみ】現在、登録しておらず利用していない場合、区分2への申し込みは可能かどうか。	可能です。ただし、区分2の利用料の他、傷害見舞金制度（500円）を負担していただく必要があります。	3月2日
21	【キッズのみ】区分2に登録している低学年児童は「緊急受入れ」を利用しなければならないのか。	「緊急受入れ」を利用していなくても、区分2登録をしていれば、放課後キッズクラブを利用することができますが、登下校時は安全面を考え、できるだけ一人で登下校しないよう、保護者へ伝えてください。	3月2日

【事業所向け】FAQ キッズ・はまっ子

	質問	回答	通知日
22	【キッズのみ】キッズを利用するのに、なぜ区分を変更しなければならないのか。5,000円の利用料は必要か。	一斉臨時休業期間中は、保護者が就労等で不在にしている、留守家庭児童等を対象として受け入れを行っているため、留守家庭児童等を対象としている区分2への登録をお願いします。	3月2日
23	【キッズのみ】他の民間学童のお迎えのみで利用する区分1の児童については利用できますか。	区分2への登録が必要になります。	3月2日
24	【はまっ子のみ】留守家庭児童等であることの証明書について、様式はありますか。	放課後キッズクラブの就労証明書を使用し、作成してください。様式は横浜市のHPに掲載してあります。 URL： https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/houkago-kids/houkago-kids/kids-youshiki.files/0076_20190403.xlsx	3月3日
25	【はまっ子のみ】はまっ子ふれあいスクールの就労証明は、キッズクラブのものを代用することだが、宛名等を放課後キッズクラブからはまっ子ふれあいスクールに訂正して提出をする必要があるか	宛名等については、放課後キッズクラブ又ははまっ子ふれあいスクールのいずれも可とします。	3月3日
26	一斉下校時間までは、塾などへの一時外出（一時帰宅）は可能でしょうか。	現時点では、国から具体的な基準などは示されていませんが、感染症対策の観点から、外出は避けるようにしてください。	3月3日
27	人口密度を下げるために、校庭や体育館以外の学校施設の利用は可能でしょうか。	国から、密集性を回避し感染を防止する観点ことから、教室等についても、積極的に活用するように、通知がでています。教室等を追加で利用する場合は、まずは、個別に、学校と調整してください。	3月3日
29	おやつ提供時に気をつけることはあるか	食事前の手洗いを徹底すると共に、必要に応じてアルコール等による消毒を行ってください。また、食事の際もできるかぎり周囲との距離を離すと共に不用意な接触は避けるようお願いします。	3月3日
30	衛生管理で気をつけることはあるか	教室やトイレなど児童が利用する場所のうち、特に多くの児童が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチ等）は、1日に1回以上消毒液（消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等）を使用して清掃を行ってください	3月3日